協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	消防水防防災関係事業
調整方針	消防･水防･防災については、地域の特性を考慮し、地域防災計画を合併後1年以内に新市において作成する。但し、緊急性を要するものについては、合併までに調整する。		

項目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備考
防災行政無線（同報系）	呼び出し名称	こうほう　しゅぜんじ	こうほう　とい	こうほう　あまぎゆがしま	
	屋外拡声子局	66箇所	34箇所	38箇所	
	戸別受信機	55世帯	各世帯	320世帯	
		中伊豆町			
	呼び出し名称	こうほう　なかいず			
	屋外拡声子局	30局			
	戸別受信機	1,870世帯			

項目			修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備考
防災行政無線（移動系）	基地局	呼　称	ぎょうせい　しゅぜんじ	ぎょうせい　とい	ぎょうせい　あまぎ	
		設置場所	修善寺町役場内	土肥町役場内	天城湯ケ島町役場内	
	移動局	車載型	6台	6台	7台	
		可搬型	9台	5台	10台	
		携帯型	16台	13台	15台	
			中伊豆町			
	基地局	呼　称	ぎょうせい　なかいず			
		設置場所	中伊豆町役場内			
	移動局	車載型	16台			
		可搬型	13台			
		携帯型	26台			

項目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備考
防災倉庫	設置数	6箇所	7箇所	8箇所	
	資機材の備蓄	発電機・投光器・三脚・コードリール・ハンドマイク・ヘルメット・強力ライト・チェンソー・移動用炊飯器・ろ水機・アルミ梯子・土嚢袋・防水シート・テント・毛布・担架・簡易ベット・救急医療セット・消毒剤・簡易式組立トイレ・給水タンク・非常用食料	発電機・投光器・三脚・コードリール・ハンドマイク・ヘルメット・強力ライト・チェンソー・移動用炊飯器・防水シート・毛布・担架・救急医療セット・簡易式組立トイレ・給水タンク・非常用食料	発電機・投光器・三脚・コードリール・ハンドマイク・ヘルメット・強力ライト・チェンソー・移動用炊飯器・アルミ梯子・防水シート・毛布・担架・救急医療セット・折りたたみ給水容器・給水ポリタンク・非常用食料	
		中伊豆町			
	設置数	5箇所			
	資機材の備蓄	発電機・投光器・コードリール・移動用炊飯器・防水シート・テント・マット・毛布・簡易ベット・避難生活用品セット・非常用食料			

項目		修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備考
防災訓練	実施時期	9月第1日曜日	9月1日	9月1日	
	対象者	役場職員・各自治会（自主防災組織）・消防団・田方地区消防・大仁警察署・小中学生	役場職員・各自治会（自主防災組織）・消防団・西伊豆広域消防・大仁警察署・小中学生	役場職員・各自治会（自主防災組織）・消防団・田方地区消防・大仁警察署・小中学生	
	訓練内容	避難訓練・初期消火訓練・救出、救護訓練	避難訓練・初期消火訓練・防災資機材の点検及び取り扱い訓練等	避難訓練・可搬ポンプ取り扱い訓練・初期消火訓練・救護訓練	
		中伊豆町			
	実施時期	9月第1日曜日			
	対象者	役場職員・各自治会（自主防災組織）・消防団・田方地区消防・大仁警察署・小中学生			
	訓練内容	避難訓練・初期消火訓練・図上訓練			

項目	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備考

災害対策本部	体　制	本部長　町長 副本部長　助役･収入役･教育長 消防団長 総務班　総務課長 情報班　企画課長 経理班　税務課長･出納室長 住民班　住民課長 医療救護班　福祉健康課長 地域整備班　地域整備課長 建設班　建設課長 観光商工班　観光商工課長 上下水道班　上下水道課長 教育班　教育委員会 議会班　議会事務局長	本部長　町長 副本部長　助役･収入役･教育長 消防団長 本部員　総務課長 企画財政課長 健康福祉課長 観光産業課長 建設課長 上下水道環境課長 教育委員会事務局 議会事務局長 国民宿舎支配人 消防団副団長 消防団本部長 土肥町交番所長 広域消防土肥分署長	本部長　町長 副本部長　助役･収入役･教育長 消防団長 総括部　総務課長･議会事務局長 自然環境観光課長 衛生部　保健福祉課長 民生部　町民課長･税務課長 土木部　建設課長･水道課長 農林部　産業課長 教育部　教育委員会事務局長	
	設置基準	･大規模な災害が発生し又は発生する恐れがあり、町長がその対策を必要と認めるとき。 ･災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき。	･地震、台風、集中豪雨等の大規模な災害や事故の発生が予想又は発生し、その対策を要するとき。 ･災害救助法の適用とする災害が発生したとき。	･気象業務法に基づく注意報又は警報が発せられ、町内に相当規模の災害の発生が予想され、その対策を要するとき。 ･大規模な地震又は火災、爆発、その他重大な災害が発生し総合的な対策を要するとき。	
		中伊豆町			
	体　制	本部長　町長 副本部長　助役･収入役･教育長 消防団長 総括兼総務班長　総務課長 土木班長　建設課長 産業経済班長　地域振興課長 給排水班長　上下水道課長 援護班長　住民生活課長 救護班長　保健福祉課長 教育班長　教育委員会事務局長 出納部　会計課長			
	設置基準	･大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、町長がその対策を必要と認めるとき。 ･災害救助法による援助を適用する災害が発生したとき。			

項　　目	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	備　　考

地域防災計画及び防災会議	地域防災計画	一般対策編･地震対策編･資料編で構成されている。 平成１４年１０月編集	一般対策編･地震対策編･資料編で構成されている。 平成8年3月編集、平成１０年3月修正	一般対策編･地震対策編･資料編で構成されている。 平成8年4月編集、平成9年4月改正	
	防災会議	会長　町長 委員 ･指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ･静岡県の知事の部内から町長が任命する者 ･静岡県警察の警察官のうちから町長の任命する者 ･町長がその部内の職員から指名する者 ･教育長 ･消防庁及び消防団長 ･指定公共機関または指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者	会長　町長 委員 ･静岡県知事の内部の職員から町長が静岡県知事の同意を得て任命する者 ･静岡県警察の警察官のうちから、町長が指名する者 ･消防長及び消防団長 ･町長がその部内の職員から指名する者 ･教育長 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者 ･その他町長が特に必要と認めた者	会長　町長 委員 ･指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ･静岡県の知事の部内から町長が任命する者 ･静岡県警察の警察官のうちから町長の任命する者 ･町長がその部内の職員から指名する者 ･教育長 ･消防庁及び消防団長 ･指定公共機関または指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者	
		中伊豆町	参　考　法　令		
	地域防災計画	一般対策編･地震対策編･資料編で構成されている。 平成6年3月編集、平成１４年2月改正	**災害対策基本法（抄）** （市町村地域防災計画） 第４２条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。 2　市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 （1）当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 （2）当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 （3）当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画 （4）前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項		
	防災会議	会長　町長 委員 ･指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ･静岡県の知事の部内から町長が任命する者 ･静岡県警察の警察官のうちから町長の任命する者 ･町長がその部内の職員から指名する者 ･教育長 ･消防庁及び消防団長 ･指定公共機関または指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者			

先　進　事　例	備　考

さぬき市

(1)防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。

(2)水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。

篠山市

(1)防災会議については、合併時に新たに設置し新町において地域防災計画を作成する。
(2)水防会議については、新町において新たに設置し水防計画を作成する。
(3)災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。

あさぎり町

・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
・地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
・水防協議会については、設置しない。

東かがわ市

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。

留意事項	備　考
各種事務事業の取扱い（消防水防防災関係事業）では協議しないもの （1）常備消防業務は、修善寺町、天城湯ケ島町及び中伊豆町は田方地区消防組合で、土肥町は西伊豆地区広域消防組合で業務を行なっているため、「一部事務組合等の取扱い」で協議する。 （2）非常備消防（消防団）については、別途「消防団の取扱い」で協議する。	